

高槻市木造住宅の耐震改修計画の確認等に関する実施要領

平成19年 8月31日制定
平成21年 4月 1日改正
平成23年 1月28日改正
平成23年 3月31日改正
平成28年 4月 1日改正
平成29年 4月 1日改正
令和元年 5月 1日改正
令和2年 4月 1日改正

(目的)

第1条 この要領は、高槻市木造住宅耐震改修工事補助金の交付に際し、必要となる当該住宅の耐震改修計画の確認及び実地調査の手続き等について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領に定める用語の定義は、高槻市耐震診断補助金交付要綱及び高槻市木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱の例による。

(耐震改修計画の指針)

第3条 市長は、一般型設計にあつては第1号及び第2号に定める要件を、簡易型設計にあつては、第3号又は第4号に定める要件を充たした耐震改修設計について、耐震改修計画の確認を行うものとする。

- (1) 地盤及び基礎の地震に対する安全性を確保するものであること。
- (2) 補強により、建物全体の評点を1.0以上に引き上げるものであること。
- (3) 補強により、建物全体の評点を0.7以上に引き上げ、かつ、現状よりも0.3以上引き上げるものであること。
- (4) 補強により、1階の評点を1.0以上に引き上げるものであること。

(計画確認の申請)

第4条 耐震改修計画の確認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、耐震改修計画確認申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 委任状
- (2) 耐震診断結果報告書及び所見(耐震診断技術者の記名・捺印のあるものに限る。)
- (3) 改修に係る住宅の付近見取り図、配置図、求積図、現況平面図及び基礎伏せ図
- (4) 補強計画図等、補強方法を示す書類
- (5) 耐震補強後の建物の耐震診断の評点(耐震改修設計技術者の記名・捺印のあるものに限る。)
- (6) 耐震改修工事にかかる工事見積書(施行業者の社印のあるものに限る。)及び見積の数量がわかるもの
- (7) 工程表
- (8) 現況写真(建物の全景および改修する部分)
- (9) 耐震改修計画の作成者及び耐震改修工事の工事監理者が耐震改修設計技術者であることを証明する書類の写し

- (10) 工事施工者の建設業法第3条第1項に基づく許可書の写し
- (11) その他市長が必要と認める書類

(耐震改修計画の確認等)

第5条 市長は、前条の申請書を受理した場合、内容について審査し、適当であることを確認した場合は耐震改修計画確認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は前項の審査の結果、不適當であることを確認した場合は、不適當である旨の通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(耐震改修計画の変更)

第6条 申請者は、耐震改修計画の変更を行う場合は、速やかに市長に変更確認申請書（様式第4号）を提出するものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当し軽微な変更報告書（様式第5号）を提出した場合、この限りでない。

- (1) 補助金交付額に変更がない場合
- (2) 第3条に定める一般型設計・簡易型設計の別に変更がない場合
- (3) その他市長が認める場合

2 市長は、前項の変更確認申請書を受理した場合、内容について審査し、適当であることを確認した場合は耐震改修計画確認通知書（変更）（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(その他)

第7条 この要領の実施について必要な事項は都市創造部長が定めるものとする。

附 則

この要領は平成19年9月1日より施行する。

附 則

この要領は平成21年4月1日より施行する。

附 則

この要領は平成23年1月28日より施行する。

附 則

この要領は平成23年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日より施行する。